

江戸幕府目付の評定番について

本 間 修 平*

目 次

- はじめに
- 評定所と評定番について
- (1) 評定所について
- (2) 評定番について
- 評定所書上
- 評定番に対する欠座の差図
- 目付による評定所の弾劾
- おわりに

はじめに

本稿は、江戸幕府目付の職務の内容やその実態について若干の考察を試みようとするものである。

江戸幕府役職のひとつである目付は役高1000石、先手頭の次席、使番の上席であり、布衣の職であった¹⁾。目付は、長崎奉行をはじめとする遠国奉行や小普請奉行などへ昇進するものが多く²⁾、いわば江戸幕府における旗本出世コースの登竜門ともいべきポストであった。

目付の職掌は多岐にわたっている。木村芥舟氏によれば、目付の平日の役当りには「座敷番、供番、評定番、名代番、学問所及医学館見廻り、米廩、及囚獄見廻り、勘定奉行役宅立合、諸普請出来栄見分」などが、また人を定めて任命されるものに「海防掛り、開港掛り、外国人応接立合、銃

* ほんま・しゅうへい 中央大学法学部教授

砲鑄立場掛り」などがあり、また臨時の任務も少なくなかったとされる³⁾。

さて、上記のなかにもみえるものであるが、本稿は目付の役当りのひとつである評定番について検討しようというものである。評定番については、これまでに木村芥舟氏、松平太郎氏、辻まゆみ氏、石井良助氏らが職務の内容などを紹介しており、その概要についてはすでに明らかにされているところである⁴⁾。すなわち、評定番は評定所における公事裁断や三奉行の内座評議に立ち合い、また、諸役人の役職就任にともなう表誓詞にかかわる業務を担当し、さらには評定所に設置される目安箱の出し入れをおこなっていたということなどが知られている。

これら諸先学の業績に依拠しつつ、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録のうちの『評定番書留』(以下では『天明元年評定番書留』と表記)・『寛政七卯年八月より同九巳年閏七月迄評定番書留』(以下では『寛政七年評定番書留』と略記)・『寛政九巳年八月より評定番書留』(以下では『寛政九年評定番書留』と略記)・『文政七甲申年五月評定番書留一』(以下では『文政七年評定番書留』と略記)などを用いて、これらに多少の補足を加えたいというのが本稿の願いである。なお、このうち、『天明元年評定番書留』は柳生主膳正久通により作成された天明元(1781)年⁵⁾4月の評定番の記録を中心とした史料であり、『寛政七年評定番書留』および『寛政九年評定番書留』は新見長門守正登の残した寛政7(1795)年~同11(1799)年にかけての史料である。『文政七年評定番書留』は新見伊賀守正路が文政7(1824)年5月に評定番を勤めたさいの記録である⁶⁾。

なお、当該史料の引用にさいしては、「ふより」、「茂も」、「与と」と改め、「而」、「者」、「江」はそのまま用いた。

評定所と評定番について

(1) 評定所について

目付の評定番とは、すでに指摘されているように、評定所の監察を主た

る任務とする掛りのことである。そこでまず簡単に評定所について述べておくことにする。

江戸幕府評定所は、辰の口の伝奏屋敷の隣に設けられた建物の名称でもあるが、幕府の部局のひとつでもあった。部局としての評定所は、江戸時代中期以降についてみれば、いわゆる評定所一座とよばれる寺社奉行・町奉行・公事方勘定奉行によって構成され、老中からの諮問に答申し、また、他領他支配関連の出入物の裁判を扱うところであった⁷⁾。

評定所の制度は寛永12（1635）年に整備されたとされる。すなわち、同年11月に評定衆の構成メンバーが定められ、また同日寄合日が毎月2日・12日・22日と定められた⁸⁾。さらに翌月、評定衆の出座刻限、退座刻限、訴訟を裁くにあたっての心得などを定めた「評定所定」が酒井讃岐守・土井大炊頭の名でだされた⁹⁾。また、翌日には伝奏屋敷で寄合をおこなうことが命じられている¹⁰⁾。

その後評定所の寄合日や構成メンバーなどに変更があり、評定所の在り方にも変化があった。寄合日であるが、当初は月3回であったが、後年は月6回となっている。そのうちの3日が式日、他の3日が立合（立合日）とよばれた。式日および立合の日割りについては変遷があったが、中期以降、式日は2日・11日・21日、立合は4日・13日・25日に固定された¹¹⁾。

ところで、この式日と立合の差についてであるが、老中が3回ある式日のうちの1日（通例は11日）に出座することぐらいで、評定所で扱う公事裁断や内座寄合の評議などに関しては式日と立合で差はなかったとされる¹²⁾。もっとも、いわゆる金公事とよばれる訴訟が審理されるのは、立合のうちの4日と式日のうちの21日の両日のみに限定されていた¹³⁾が、これは式日と立合の区分に対応するものではなかった。

評定所の寄合には当初老中など三奉行以外の役人も出座していたが、寄合が式日・立合にわかれたころから老中は式日にものみ出座し、立合には出座しなかったらしい。さらに老中は式日のうちの1日のみしか出座しないことに改められた¹⁴⁾。

享保6(1721)年には、評定所式日・立合に出座する役人が改めて定められた。「評定所式日立合相定一座之役人」とされたのは寺社奉行・町奉行・勘定奉行・勘定吟味役であり、「同所江相詰諸役人末々之者」とされたのは右筆・儒者目安読・評定所留役・勘定衆・徒目付・御台所方・御料理方・御坊主・小人目付・評定所留守居・石出帯刀・町大年寄である¹⁵⁾。

(2) 評定番について

評定番は上述のように評定所寄合の監察を主たる任務とするが、目付が評定所への出座を命じられた起源については意見がわかれている。『徳川禁令考』は、「元禄二巳年八月廿五日、立合御目付出座始」として、青木新五兵衛と柴田七左衛門の名前をあげているが¹⁶⁾、これを評定番の創設ではなく、「立合日」の出座開始と解する説もある¹⁷⁾。

それはともかく、その後享保4(1719)年ないし5(1720)年に目付の出座および職掌について新たな規定が設けられた¹⁸⁾。それが「式日立合江御目付出座之事」であるが、その第1条には「評定式日に御目付壱人、立合日兩人、代々唯今迄罷出候得共、向後壱人宛、月切に人を相定罷出候様、奉行役人之公事訴訟裁許、其外諸事取捌之次第、委細見届置、御尋之節、具に申上候様可相心得候、若公事訴訟之訳見聞候迄に而、奉行役人之取扱、委細難相知儀は、目安訴状等奉行中江申達シ、得と一覽、出入之訳、奉行中江も其子細具に承届可申候」とある。すなわち、これまで式日には1名、立合には2名の目付が評定所に出座してきたが、今後は1名ずつ1か月交代で評定所へ出座せよとされた。

もっとも、第2条では「非番之御目付之中、隙に而在之者、立合日は壱人宛相加り可罷出候、病人差合等在之、難出節は不及其儀候」とされており、目付の人員配置にゆとりがあれば立合にさらに1名の目付が出座するという事になった。もっとも、目付は多忙であったから、このようなケースはそれほど多くはなかったであろう。なお、立合に評定番に加わり出座することは評定番加出とよばれていた¹⁹⁾。

評定番は上述のように1か月交代で勤めることになっていたが、他の業務などの関係から途中で交代することもあった。たとえば、寛政10（1798）年3月の評定番は横田十郎兵衛であったが、「鎌倉大筒見分御用被仰付、出立前二付」、正月に評定番を勤めたばかりの新見長門守に交代している²⁰⁾。

評定番の交代には病気・忌みなどのために当日のみ交代する場合もあった。たとえば寛政9（1797）年閏7月25日の立合には評定番であった新見長門守が病気で佐久間左京に交代している²¹⁾。後述のようにそのことは評定所書上および欠座書に記載された。

評定番は、式日・立合に評定所へ出座するが、その時刻は式日と立合とで異なっていた。また式日も老中出座の日とそうでない日とで異なっている。文政期の「評定番心得」には、評定所出座時刻について「式日者六時出宅、御出席有之節者六時参着之心得二而出宅」、「立合者六半時過出宅」と記されている²²⁾。

服装は式日も立合も平服であった²³⁾。ただ、上掲の「評定番心得」には、式日は「服紗小袖染帷子自分紋着用之事」、立合には「鳥類着用不苦、御紋附者一切着用不致候事」とされている²⁴⁾。しかし、正月13日の寄合の場合、「初評定二付御出座御老中始出役之面々一統服紗小袖麻上下着用之事二候」とされていた。もっとも内座評議開始前に平服に着替えている²⁵⁾。

なお、前述のように評定番は一人であったが、手透きのものがいれば立合に評定所へ出座することになっていた。これについての申合が、寛政2（1790）年7月24日開催の柳之間寄合でなされている²⁶⁾。

その申合では、評定番加出がある場合には前日当番よりそのことを廻状追啓へ割り出すこと、評定番より出座が遅れてもかまわないこと、御用があれば評定が済まなくても退出してよいこと、評定所における席順は名順にかかわらず評定番の次席とすること、白洲および内座評議とも評定番あるいは加出の者がいれば他方は三奉行に断りなく小用などに立ってよいこと、評定番が開始時刻に遅れても加出の者が出座していれば白洲・内座評

議など始めるよう三奉行に達すること、加出の者が差合により評定所へ出座できなくなったときは前日であっても当日の朝であっても当番に連絡すること、老中・若年寄へ加出の者から評定所の寄合について申上しなくてもよいこと、ただし、とくに気づいたことがあれば申上すること、注進状をだす時刻になっても加出の者がこないときには評定番は三奉行に注進状をだすように伝えてよいこと、三奉行より評定番へ加出の有無について問合があっても急度出席するとは答えないこと、加出があった場合評定番が翌日御用番へ口上で報告すること、ただし、評定所書上にはそのことは記載しないし、欠座書にも記入しないことが決められている。

評定番の主要な任務は、上掲史料からも窺われるように、評定所における公事裁断や内座評議の立合であるが、これ以外に役人の表誓詞の差引、目安箱の管理および封物・焼捨物の焼捨があった。

幕府では諸役に就任すると誓詞を差し出すことになっており、表役人は評定所で誓詞をおこなっていたが、評定番はその差引も担当していた。さらに評定番には、当日の誓詞に備えた事前の業務もあった。たとえば、寛政9(1797)年閏7月11日に誓詞がおこなわれることになっており、そのため評定番であった新見長門守は7日に「来ル十一日誓詞可出向江問合手紙」をだし、さらに大番頭・御書院番頭などにも誓詞人の有無について定例にしたがって一通り「口上二問合」をしている。また、同日大目付安藤大和守より「誓詞突合」を受け取った。さらに9日奥右筆古川吉次郎より「十一日誓詞之向名前書差越候間、此方より別紙調書相添則相達」した。同日大目付「大和守江も同断達」している²⁷⁾。

目安箱は、江戸その他に設けられた投書箱である。目安箱の設置状況、設置の目的、投書された訴状の処理、目安箱設置の効果などについては大平祐一氏の詳細な研究がある²⁸⁾。それによれば、江戸で目安箱が設置された場所は評定所所とにある腰掛のうちであった²⁹⁾。この評定所におかれた目安箱の出し入れも評定番の仕事であった。評定所へ目安箱を持参するのは徒目付であり、目付は評定所へ到着すると徒目付から目安箱を持参した

という報告をうけ、目安箱の鍵を受け取り³⁰⁾、いったん内座へ着座、その後玄関へもどり、目安箱を確認して所定の場所へださせ³¹⁾、九ツになると箱をあげさせ、箱のなかを確認して御城へ届けさせていた³²⁾。

評定番には封物・焼捨物³³⁾を焼却する任務もあった。評定所へ三奉行月番が揃うと寺社奉行に封物の有無を尋ね、ついで町奉行に焼捨物の有無を尋ね³⁴⁾、いずれかがあれば徒目付にこれらを焼き捨てるように命じた³⁵⁾。もっとも、訴状焼捨に関し、当人が箱訴を否定したため焼捨が延期されるなどしたことがあるが、評定番はこの一件を老中和泉守（松平乗寛）へ文書を添え報告し、また、若年寄河内守（増山正寧）へも口頭で報告している³⁶⁾。

評定番には、御城の目付に注進状を送達するという任務もあった。注進状の具体例は本稿で扱った史料には記載がなく、その詳細はわからないが、留役が内座へ持ち出し、三奉行が順覧し、勘定奉行からの挨拶をうけて目付が徒目付に御城内の当番目付へ届けさせている³⁷⁾。もっとも老中出座のさいは注進状はだされなかった³⁸⁾。

評定所書上

評定番の職務の主たるものは上述のように評定所寄合の立合であった。この立合の結果については御用番の老中・若年寄へ報告されることになっていた。報告には2種類があった。ひとつは三奉行の執務の様子に関する報告であり、いまひとつは三奉行の出座状況に関する報告である。

三奉行の執務の様子に関しては、若年寄へは口頭で報告されたにすぎないが、老中へは文書を添えて報告された³⁹⁾。

老中へ提出されるこの三奉行の執務の様子に関する報告書は寛政期には評定所書上あるいは評定書上とよばれていた⁴⁰⁾が、そこに記載すべき内容は、訴訟および公事の数と内座評議の内容であった。たとえば、寛政7（1795）年8月4日の立合の場合、訴訟・公事数については「訴訟 三百

拾九 公事 七拾式」,内座評議の内容については「長州浦方江朝鮮人漂着仕候節不埒之取計仕候者共呼出之儀二付再評議有之候」のように記されている⁴¹⁾。

もっとも、同日には「帳外」が17あったが、評定所書上には載せられていない。帳外の数には評定所書上の報告事項ではなかったようである。

また、同日内座での「上総・下総両国江日蓮宗御触之義二付猶勘弁いたし可申上旨御勘定奉行江被仰聞之趣演説」や、これに先立つ2日の内座での「(前略)朝鮮人漂着之節不埒之取計いたし候もの共吟味之義二付書付并御書取読之」なども評定所書上には載せられていない⁴²⁾。つまり、内座に持ち出される案件のすべてが評定所書上で報告されたわけではなかったのである。上例からは、報告事項の類は評定所書上の対象外とされているようにもみてとれる⁴³⁾が、前掲朝鮮人漂着一件などに関し多少疑問の残るところもあるので、今後より詳細に検討したい⁴⁴⁾。

なお、寛政7(1795)年12月4日には吟味物があつたらしいが、これも評定所書上には記載されていない⁴⁵⁾。

老中が式日に評定所へ出座したときの評定所書上の書式は通例の場合とは異なっていた。すなわち、老中出座の場合には、評定所書上へ公事・訴訟数は記載しないことになっていたのである。『寛政七年評定番書留』には「御出座有之候節之書上例如此訴訟公事不認、内座評議物計二而御直二者上不申、御同朋頭二而上候也」⁴⁶⁾と記載されている。ただし、寛政期と文政期とではこの点に関する取扱いが異なっており、文政期には老中が評定所を退座したあとにおこなわれた公事・訴訟については、その数を記載するように改められたらしい⁴⁷⁾。

三奉行の執務の様子に関する報告書が評定所書上とよばれたのに対し、三奉行の出座状況に関する報告書は欠座書とよばれた⁴⁸⁾。欠座書には寄合の日付とその日欠席した三奉行の名前および欠席理由が1か月単位で記載されている⁴⁹⁾。そればかりでなく、評定番が交代したことも記載されることになっていた⁵⁰⁾。欠座書は老中にも提出され、「若年寄衆江八申上等

入不申」とされていた⁵¹⁾。

この評定所書上および欠座書は、老中へ提出されるまえに審査をうけることになっていた⁵²⁾。事前審査にあたったのは目付筆頭（御職）であったらしい⁵³⁾。『天明元年評定番書留』の「進達致候評義書、例之通御職へ為見候所、宜候旨被申聞候」⁵⁴⁾や、『寛政九年評定番書留』の「右書上主膳（目付森川俊尹）一覽之上（中略）上ル」⁵⁵⁾、あるいは「右欠座書主膳一覽被致候上（中略）上ル」⁵⁶⁾などからそのことが窺われる。ただ、目付筆頭以外の審査をうける例もみられる⁵⁷⁾。

評定所書上の提出は評定所寄合の翌日であり、提出者は評定番である。もっとも、評定番がなんらかの理由で他の目付と交代した場合には、その日の評定所書上は交代した目付が提出した⁵⁸⁾。また、評定番が評定所書上をなんらかの理由で提出できない場合についてであるが、『寛政九年評定番書留』にみられる例では、つぎのように処理されている⁵⁹⁾。すなわち、評定番であった新見長門守は増上寺御修復所出来栄見分の御用があり直接提出できなかったため、書上は「当番迄為持遣頼候処、主膳一覽被致候而、当番田宮（目付松平栄隆）より封候儘二而对馬守（老中安藤信成）殿江専阿弥を以」提出されている。書上は新見長門守が作成し、当番松平田宮から同朋頭を通じて提出されたのである。もっとも、若年寄へは当番松平田宮が直接報告し、かつ評定番が報告できない理由も述べている。

評定所書上の提出方法については、評定番から老中へ直接提出するのが原則であったと思われる。一般に老中へ文書を提出する方式については、大別すれば、直接老中へ手渡しする方式と、同朋頭や奥右筆などを通じて提出する方式とがあり、後者はさらに誰の手を通すかによって細分される。これらのうちのいずれによるかは随意であったわけではなく、おそらくは書類の性格によりそれぞれ提出方法が定められており、そしてもっとも重要視された書類が老中・若年寄へ直接提出されたのではないかと推測される⁶⁰⁾。老中へ直接提出されていた評定所書上は、したがって幕府において重視された書類といえるであろう。

評定所書上は直接老中に手渡されるのが原則であったと思われるが、しかし、上例の「御出座有之候節之書上(中略)御直二者上不申、御同朋頭二而上候也」、あるいは「当番田宮より封候儘二而对馬守殿江専阿弥を以被上候」より窺われるごとく、老中が評定所へ出座した場合や、評定番に代わって当番目付から提出される場合など、評定所書上が同朋頭を通じて提出されるケースもある⁶¹⁾。

老中が評定番目付より報告をうけたさい、目付に質問することもあった。『寛政七年評定番書留』には、「備中守(老中太田資愛)殿江(中略)評定所書上御直二上ル、御尋等有之、申上ル」とあり⁶²⁾、また、『寛政七卯年六月廿五日より至八月晦日勤向日記』にも「備中守殿御廻り御引懸羽目之間二而評定書上御直二上之、御尋等有之、申上ル」と記載されている⁶³⁾。備中守がどのような質問をしたかは評定番の役割を考えるうえで重要なことであるが、残念ながらその内容は当該史料からは不明である。

他方、若年寄へは口頭での報告が原則であったが、ときに文書での提出を求められることもあった。『寛政九年評定番書留』には「備前守(若年寄京極高久)殿御出懸小溜二而同断申上致ス、尤、^{ヨメス}御好二付書付二而上ル」とある⁶⁴⁾。もっとも、若年寄の要望により作成された書上は、「昨廿一日式日評定出役仕候処、訴訟・公事無御座、内座評議物有之、四半時過相済、相替儀無御座候」というように、内座評議の具体的内容が示されておらず、老中への書上よりもはるかに簡略なものでしかなかった⁶⁵⁾。この程度のものを備前守がこのときなぜ特別に文書化させたのか、その理由はよくわからない。

なお、老中が出座した式日で内座評議物がない場合もあった。そのような場合には評定所書上は提出されず、また若年寄への口頭での報告もなかったらしい。『寛政九年評定番書留』には、「昨日式日評定御出座有之、内座評議物も無之二付、天明二寅年四月廿二日田宮(目付松平恒隆)評定番例二而書上不致候、若年寄衆江申上も無之」という記載がある⁶⁶⁾。

公事・訴訟数は評定所書上の報告内容の重要項目のひとつであったが、

この数字は目付部屋保管の帳簿に記録され、かつ翌月担当の評定番へ申し送られた。『天明元年評定番書留』の、「前書之通当月中式日・立合評定所訴訟・公事、部屋へ置附帳面一冊今日迄二改仕立置、来月朔日来月之評定番同役衆へ是又前書之通相送申候事」からそのことが知られる⁶⁷⁾。

欠座書は評定番を勤めた翌月朔日に提出するのが原則であった。ただし、12月の場合は12月晦日に提出されている⁶⁸⁾。寛政期の例では老中に直接提出されているが、文政期には同朋頭を通じた提出が多くみられる。

欠座書を作成・提出するのはもちろん評定番であるが、提出時評定番が病気・差合の場合は月末に代行した目付が提出した。『天明元年評定番書留』には「評定番之者煩差合二而引込之節、欠座書ハ評定番代り月末二罷出候者より上候、朔日迄二出勤有之候へ八当前之者より上ル」とある⁶⁹⁾。ただし、病気引中における欠座書の作成についてであるが、寛政9（1797）年に評議の結果「引中二而も評定番之もの書上二而可然」ということになり、評定番であった新見長門守が書上を認め、「能登守（目付小長谷政良）殿を頼初頭彦五郎（目付矢部定令）殿江例之通為見、宜旨二付、朔日本番田宮殿を頼采女正（老中戸田氏教）殿江進達」されたという例がある⁷⁰⁾。

評定番に対する欠座の差図

評定番のもっとも重要な職務は、前述のように評定所寄合において三奉行の審理および内座評議に問題がないかどうかを監察することであった。これこそが評定番設置の目的であったといつてよい。ところが、それにもかかわらず、評定番は監察される側の三奉行から席をはずすよう命じられることがあった。このことはすでに石井良助氏が指摘しているところである。もっとも、石井氏は「式日立会の節、目付を退席させることもあった」⁷¹⁾とごく簡潔に述べているだけで、どのような場合に目付は欠座を求められたのかなどの詳細については触れられなかった。しかし、評定番を

考えるうえでこの点は重要なことであろうと思われる。

ところで『寛政七年評定番書留』には、目付の欠座をめぐって目付と三奉行側とが激しく対立したという事件が記録されている⁷²⁾。詳細についてはよくわからないところもあるが、それを以下で紹介することにする。

寛政8(1796)年11月の評定番は松平田宮であった。松平田宮はこの前年12月に西丸目付から目付に就任した人物である⁷³⁾。その松平田宮が11月2日の式日に評定番として出座したところ、三奉行のみの評議があるため欠座を命じられたのである。これについては「如何と八奉行候得共、同役共之義を談候哉難計候間」とりあえず「欠座」した。しかしながら、このようなことは「唯今迄及承不申候、同役共も一統及承不申旨申聞候」ゆえ、今後欠座を求められても拒絶するつもりであること、そのことを三奉行にも命じてほしいということを、若年寄京極備前守へ同月5日上申した。もっとも、「伊豆守(老中松平信明)殿江も一昨日申上置候処、先御聞置候段被仰聞候旨申上候処、書取出候様被仰聞」という。

ところが、目付が欠座を求められたのはこれだけではなかったことがこの直後に判明した。この問題が目付のあいだで評議されたとき産穢中であった羽太庄左衛門も「九月中評定番之節、誓詞之間二居残候様三奉行申聞居残候」ことがあったというのである。羽太庄左衛門は同年5月に目付に就任したばかりであったせい⁷⁴⁾、「不案内二而一向不弁、右躰之義前々有之もの」と考えてしまい、このことを問題として同役の目付に伝えることなく放置していたのであった。

そこで翌々日の7日に京極備前守にこのことを伝えたところ、そのことも書き上げるようにという指示であった。そこで松平田宮は、「欠座仕候而八御作法江も相響キ、自然と御役柄之趣意も薄相成候而八奉畏候義二而不可然奉存候、已来右躰之義申聞候而も欠席不仕積り申合候、依之可相成義御座候ハ、三奉行江も右之段御沙汰御座候様仕度奉存候、同役一統評義仕候」ということ、また、羽田庄左衛門が評定番を勤めたおりに「本書同様三奉行申聞欠座仕候義御座候」ということを書面に提出した。

すなわち、評定所の評議や公事裁許の取締りこそが評定番の役目であり、このように欠座を命じることは、本来の任務に反することであるということ強く主張したのである。そして、この直後の同月11日の式日にも再度松平田宮は欠座を命じられたが、これを拒絶している。

続いて若年寄から三奉行にこの件に関するお尋ねがあり、これに対し三奉行は寛政8（1796）年11月16日に反論の文書である「一座評議之節御目付退座之儀二付上申書」を提出している。これは『寛政七年評定番書留』には載せられていないが、『徳川禁令考』に採録されているので、それを以下で紹介する⁷⁵⁾。

三奉行側はつぎのように主張した。すなわち、「評定所式日立合之節、御目付闕席二而、評議相談演説等仕候儀者、一座并御定懸別席之談者勿論之儀、一役限之談も、差掛候儀者、右両様二付、別席或八居残り申談候儀度々有之、尤一座相揃別席談之儀八、邂逅二者御座候得共、前々より之仕来二而、明和八卯年四月者、一ヶ月之内両度有之、其後も兩三度談し有之候様覺罷在候」というのである。つまり、目付をはずして評議することがあるのはこれまでの慣例だとする。それゆえ、「度々例も有之候儀を、当時之御目付二而覺不申候由、相止候段、如何二有之、縦令此上新規之儀二候とも、御作法二相背ケ不申儀二候八、御目付一通り申談取計候心得二罷在候」と主張したのである。

また、これまで目付をはずした評議の案件は「公事裁断并評議もの等之儀二無御座候」ものであったとする⁷⁶⁾。すなわち、「公事裁断并評議もの等」以外であれば、目付の立合をはずしても問題がないはずだと三奉行側は考えているように思われる。なお、他方で松平田宮に欠座を求めたのは「伊豆守殿被仰渡候評議もの之儀」につき「相談之儀」があったからだと言っているが、欠座を命じた理由は示されていない。

このような三奉行側の主張がどのように取り扱われたのか、老中・若年寄から目付にどのような差図がだされたのかは不明であるが、翌年正月9日に森川主膳が目付を代表して再度反論の上申書を提出している。あるいは

は、目付にとって納得しかねるなんらかの差図が幕閣からだされたのかも知れない。

それはともかく、そこでは、改めて評定番の職務につき「三奉行裁許并評議等御後閣事も為無之哉、御目付出席仕」のが「御趣意」とありとし、「三奉行より欠座仕候様二者違候筋八有之間敷義御座候」と三奉行の行為はこれに対する重大な違反にあたと主張し、このようなことが続けば「御目付出役被仰付候詮も無之」と、評定番の役目が骨抜きにされかねないと訴え、さらに「三奉行手限之評議二而御目付も承事不相成程之御用向も被仰渡候節者、評定前日明日評席二而御目付欠座可仕旨三奉行より申違候義も可有之旨、都度々々被仰渡御座候」ことを求めている⁷⁷⁾。要するに、三奉行の恣意的な判断で立合をはずされたのでは評定番の職務を全うできないということを主張したのである。

森川主膳が提出した上申書の内容は以上のようなものである。しかし、これに対し幕閣がどのように対応したのかは『寛政七年評定番書留』には記されておらず不明である。したがって、三奉行が主張するようなことがその後もしばしばあったのかどうかもはっきりしない。ただ、『徳川禁令考』には前掲「一座評議之節御目付退座之儀二付上申書」に引き続き、天保8(1837)年8月2日のこととして「大坂市中及乱妨候大塩平八郎一件二付式日跡評議之節、御目付退座為致候二付、右為見合、寺社奉行衆ヨリ借受写之」という「追書」が載せられている⁷⁸⁾。これが正しければ、この松平田宮欠座事件後にも目付に欠座を命じるというケースがなかったわけではないといえるであろう。もっとも、これをみれば逆にこのような事例がさほど多くなかったのではなからうかという推測も成立しそうであるが断定は避けることにする。なお、この大塩の乱でなぜ目付がはずされなければならなかったかもあまり明確ではない。

目付による評定所の弾劾

評定番を設置した狙いは、前述のように評定所での三奉行の公事裁断・内座評議に立ち合い、これを監察し取り締まることであるが、はたしてどのように機能しどれだけの効果をあげたのであろうか。これにつき、木村芥舟氏は「近時は目附列席して奉行の裁断に立合ふといへども、真に告朔の餼羊に過ぎず、唯訴訟箱の取入と執政出席の時誓詞人の差引までなり」と述べ⁷⁹⁾、評定番は江戸時代末期にはすっかり形骸化していたと評価している。たしかに、評定所書上をみても、管見の範囲では訴訟・公事数および内座評議の議題を報告するだけであり、これを見るならば木村氏の主張がまったく的を外れであるとはいえないであろう。

しかし、評定番が少しも機能していなかったとは必ずしもいえないのではないかと思われる。それというのも、目付新見長門守は評定所三奉行の執務の在り方に問題があるのではないかとする上申書を2度にわたって提出しており、しかも、この上申書の内容をそのままりこんだといっような評定所取締りの法令がだされているからである。そのことはすでに別稿で史料をあげて指摘したことではあるが、それを改めて紹介すれば以下のとおりである⁸⁰⁾。

新見長門守が、評定所三奉行の執務の様子を問題視する上申書を最初に提出したのは寛政8（1796）年7月14日であった。提出した相手は老中松平伊豆守である⁸¹⁾。もっとも上申書には「此間一通入御聴候於評定所三奉行勤方及見候之義猶又書面を以左二申上候」とあるから、新見長門守は上申書に先立ち口頭で上申したいらしい。

それはともかく、上申書では、第1に寺社奉行の執務姿勢を問題としている。つまり、寺社奉行は寄合では少しでも早く退散することを考え、内座評議の最中も雑談ばかりしていること、公事訴訟人を見侮る姿勢が露骨にみられ、調物などを勘定奉行・留役に任せてばかりいること、寺社奉行

のうち古役にあたる松平右京亮に職務についての自覚が足りず、取締りが行き届かないこと、寺社奉行に欠席が目立つことをあげている。さらに、上申書は、町奉行・勘定奉行が蔭では寺社奉行を誇りながら表面では様付けで呼ぶなど嘆かわしい応対がみられることを指摘している。

この上申書提出後、新見長門守は再度評定所に関する上申書を提出した⁸²⁾。その時期については明確ではないが、翌寛政9(1797)年8月ないし9月のことであったと思われる⁸³⁾。もっとも当該上申書の冒頭に、「先達而評定所二而三奉行勤方之義心附候義可申上旨被仰渡候間、左二申上候、其外心附候愚蒙之存意書加奉入御覧候」とあるから、この上申書の提出が老中ないし若年寄からの求めによるものであったことが推定される。2度目の上申書の内容は最初のそれと大きな差はなく、多くは重複するものであった⁸⁴⁾。

2度目の上申書ののち、同年12月に三奉行あてに3か条からなる法令がだされた⁸⁵⁾。その第1条は評定所退散刻限に関し定めたものであり、第2条は三奉行に欠席を戒めるものであり、第3条は裁判に関し支配下役に任せず三奉行みずから取り捌くことなどを命じたものである。

新見長門守の上申書とこの法令とを比較すれば、両者のあいだには密接なつながりを認めることができる。三奉行に対してだされたこの法令は、新見長門守の上申を契機としてだされたものとみておそらく大過ないのではなかろうか。

石井良助氏は、「評定所の式日立会における奉行の退散の刻限につき、寛政九年一二月につぎのような教示が見えている」として当該法令を取りあげ、条文の内容を解説された⁸⁶⁾が、この時点でなぜこのような法令がだされたかについては言及されなかった。しかし、その背景には評定所のかかえる問題とそれを指摘した新見長門守の上申書が存在したのであり、この点は見落とすべきではないと思われる⁸⁷⁾。

ただ、新見長門守の上申書が最初に提出されてから当該法令がだされるまで1年半近い時間が経過している。その間に再度新見長門守が上申書を

提出しているが、この間幕閣においてこの問題がどのように検討されていたのかは明瞭ではない。これについてはさらに考究の必要があろう。また、今回の目付の上申書は執務に臨む三奉行の姿勢をもっぱら問題としたものであるが、個々の評議の進め方や結論について目付が異論を唱えることがなかったかどうか調査する必要があると思われる⁸⁸⁾。

おわりに

以上、江戸幕府目付の評定番について考察した。本稿で述べたことをまとめれば以下のとおりである。すなわち、まず第1に評定番の勤向きにつき未紹介史料を用いて考察し、評定番加出のものに関する目付一同の申合などの新たな事実を紹介した。ことに、評定所書上や欠座書の作成や提出の方式について検討し、評定所書上に記載されるべき内容、あるいは、例外的なケースの書上の作成方式などを明らかにした。さらに、これらは提出に先立ち目付筆頭などの審査を受けていたことも明らかにした。また、老中から評定所寄合の様子につき実際に質問されることがあったことも実例をあげて示した。

第2に、評定番の立合の在り方をめぐって目付と三奉行が激しく対立した事例を紹介した。評定番は評定所の内座評議や公事裁断の立合のために派遣される役人であるにもかかわらず、三奉行はこれを欠座させることがあったのであり、これを当然とする三奉行と、それを違法な行為とする目付とが激しく対立したのである。これは目付の権限や実態を考えるうえで貴重な事例であると考えられる。

最後に、目付の上申書をもとに評定所を取り締まる法令がだされたことを紹介した。これも目付の実態を窺い知るうえでの貴重な史料といえる。

以上が本稿で述べたところである。評定番の職掌の概要については、最初にお断りしたように、すでに先学により紹介されているところである。その意味では本稿が新たに寄与したところはないといえる。しかし、この

制度に関していくつかの点を補足し、また、新たな史料を紹介し、これを通じて評定番の実態の一斑を明らかにすることができたと思われる。

だが、本稿で扱ったのは限られた時代についてであり、また、依拠した史料もたまたま知りえたものにかざられている。しかも、松平田宮欠座事件についても、それまでどのような場合に目付が欠座させられていたのか、松平田宮が欠座させられた事案の内容や理由、あるいは、この事件について幕閣は最終的にどのような判断をくださったのか、この事件以後目付が欠座を命じられることがどの程度あったのかなど不明な点は少なくない。また、評定番がどのように機能していたのかについてもなお掘りさげた検証が必要であろう。評定番の全貌解明にははなはだ遠いものとなってしまったが、これらの究明を今後の課題としてひとまず本稿の筆を擱くことにする。

- 1) 木村芥舟「旧幕監察の勤向」(『旧幕府』1巻1号, 68頁)。
- 2) 近松鴻二「目付の基礎的研究」(児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』142頁以下)。
- 3) 木村前掲論文, 70～2頁。
- 4) 木村前掲論文, 71～2頁, 松平太郎『江戸時代制度の研究』(新人物往来社版, 以下引用は本書による)769頁, 辻まゆみ「目付日記解題 宝暦～寛政期における目付の職務」(『東京都公文書館研究紀要』2, 23～4頁), 石井良助『近世民事訴訟法史』231～2頁, 旧事諮問会編『旧事諮問録』(岩波文庫版)上, 233頁。
- 5) 安永10(1781)年4月2日に元号が天明と改元されているので、当該史料に「安永十辛丑年四月評定番勤候一件」とあるが、本稿では同年を天明元年と表記する。
- 6) 『文政七年評定番書留』は新見伊賀守が残した『評定番書留』のうちの1冊である。
- 7) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』430～1頁。
- 8) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』222～4頁。
- 9) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』13号。
- 10) 藤井前掲書, 225頁。かつては、評定所寄合の場は当初老中宅であり、伝奏屋敷が寄合の場とされたのは明暦の大火後と考えられてきたが、藤井氏は、寛永12(1635)年から伝奏屋敷が寄合の場とされていたことを指摘された。なお、『徳川禁令考』後集1, 5頁, 7頁参照。
- 11) 『国史大辞典』の「評定所」の項では、「寛永十二年十一月に、式日の日取りは二・十二・二十二日と定められ、寛文八年ころ新たに六・十四・二十五日の立合がこれに加わり、月六日制とされた。両者の日取りは、近世前期再三変更されたが、おそくとも正徳二年(一七一二)六月以降は、式日二・十一・二十一日, 立合四・十三・二十五日で定着し

たとする。

これに対し、松平太郎氏は式日につき「寛永の所定に係る、其後前後二回の更定あり、宝暦元年十一月定めて延宝九年三月の制に基き、二、十一、廿一の三日となす」とし、立合については「寛永十二年十二月の所制たり、月々六、十一、廿五日を定とせしも、寛文八年七月、十一日を改めて十四日となし、延宝九年三月には更に四、十三、廿五日の三日に更む、其後更改すること前後両回、宝暦元年十一月再び延宝の制に従ひ、爾来共に変改なく以て幕末に及べり」とする（前掲書、1026～7頁）。

なお、正月は13日が初評定の日であった。13日は他の月では立合であるが、正月の場合は老中が出座することになっており、老中出座中は式日として扱われ、老中退座後は立合として扱われた。また、目安箱も設置された（『寛政九年評定番書留』寛政10（1798）年正月条）。

- 12) 平松前掲書、432頁、『国史大辞典』「評定所」の項など。もっとも、石井良助氏は、式日に重要な公事を扱ったとする（『日本法制史概説』423頁）。なお、文久2（1862）年まで、「評定所式日老中出席諸役人誓詞被仰付」ており（『続徳川実紀』4篇、363頁）、また、式日のみ目安箱が評定所に設置されていた（大平祐一『目安箱の研究』12～3頁、92～3頁）などの差はあった。
- 13) 金田平一郎「徳川時代の特別民事訴訟法 金公事の研究」(3)（『国家学会雑誌』43巻7号、94頁）など。
- 14) 老中が式日のうちの1日しか出座しないことになったのは享保5（1720）年のことであり、「評定所式日寄合之節老中出座之儀、向後一月二一度充出座之筈二候、刻限も五ツ時罷出、奉行中公事之取さはき見分爲二候条、当日之公事不相済内にも登城可申候」とする御書付がだされた（高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』1038号）。
- 15) 『古事類苑』法律部3、767頁、石井前掲『近世民事訴訟法史』232～3頁。なお、石井氏は、町大年寄について町年寄のことではないかと推定されているが、穏当な推論と思われる。『天明元年評定番書留』天明元（1781）年4月2日条記載の出役書には町年寄喜多村彦右衛門、同4日条には同奈良屋市右衛門、同11日条には同樽屋与左衛門、同21日条には奈良屋市右衛門、同25日条には樽屋与左衛門の名があげられている。
- 16) 『徳川禁令考』後集1、3頁。
- 17) もっとも、このように解する石井良助氏の場合、これ以前から目付が評定所に出座していたとみているのかどうかははっきりしない（前掲『近世民事訴訟法史』231頁）。これに対し、松平太郎氏は評定所に目付が出座するようになったのはこのときからであるとみているようである（前掲書、1027頁）。目付が評定所へ出座するようになった起源については今後の検討課題としたい。

ちなみに、前述の寛永12（1635）年に定められた評定所構成のメンバーには目付らしき人物はみあたらない（藤井前掲書、222～4頁）。

- 18) 石井良助氏は、『古事類苑』（法律部3、765～6頁）に依拠して享保5（1720）年制定とする（前掲『近世民事訴訟法史』231頁）が、『徳川禁令考』は享保4（1719）年制定とする（後集1、49頁）。史料に亥年とあることを考えると享保4（1719）年制定かも知れない。なお、当該規定は評定番の職掌を示すものといえよう。

- 19) 『柳之間寄合申合帳』(東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録)。
- 20) 『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年3月条。なお、交代にともない「評定番代り、同月廿日当番より自分名前書上二相成ル」(同上)という措置がとられている。
- 21) 『寛政七年評定番書留』同日条。なお、辻前掲論文, 24頁参照。
- 22) 『文政七年評定番書留』所載「評定番心得」。なお、天明元(1781)年の柳生主膳正の場合、4月2日の式日には「七半時打三寸廻り頃平服二而出宅、明ケ六時頃評定所江致参着」とあり、4月4日の立合では「六半時打五寸廻り頃平服二而出宅、評定所へ五時頃参着」とある(『天明元年評定番書留』同年4月2日条, 同4日条)。また、寛政9年(1797)年の新見長門守の場合、閏7月2日には「式日評定所江六時過平服二而出ル」、同11日には「六時評定所江相越ス」、同13日には「立合評定二付五時平服二而罷出ル」とある(『寛政七年評定番書留』同年閏7月2日条, 同11日条, 同13日条)。
- なお、式日に、泊を勤めたものがそのまま評定番を勤めることはそれまでなかったが、寛政10(1798)年正月19日の目付一同の寄合申合により、目付の人手不足の場合、泊を勤めそこから評定所へ出座するようにもなった(『寛政九年評定番書留』同月21日条)。
- 23) 前注参照。
- 24) 『文政七年評定番書留』。
- 25) 『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年正月条, 同13日条。
- 26) 『柳之間寄合申合帳』。
- 27) 『寛政七年評定番書留』寛政9(1797)年閏7月7日条, 同9日条。誓詞のために目付が奥右筆と連絡をとっていたことについては、辻前掲論文, 24頁参照。なお、大目付から知らせてきた内容に誤りがあり、評定番が大目付にそのことを指摘したという事例がみられる(『天明元年評定番書留』天明元(1781)年4月9日条)。
- 28) 大平前掲書。
- 29) 同上, 65頁。
- 30) 『天明元年評定番書留』に、「御箱持参之旨村田金十郎申聞、則御箱之錠封候而當番所より差越候儘請取、得と致懐中置候」とある(天明元(1781)年4月2日条)。
- 31) 同上には「甲斐守(町奉行曲淵景漸)江御箱掛ケ参候旨申達置候、刀持玄閑江参り御箱差出可申旨五右衛門申付、御箱玄閑真中江居、外箱より^出見セ候間、御箱之錠改候、ひらき内も覗^申外箱之錠おろし門外江出シ申候間、自分八直二内座へ参り候」とある。
- 32) 『同上』同11日条には「九ツ打候間御徒目付呼玄閑江罷出、去ル二日之通御箱為上口覗候所訴訟寺通相見へ、直二懐中之錠出し鑑之穴下二相成不申候様おろし、蓋之錠も改、御城江差遣し御御城之御時計九ツ承り差出候様條右衛門へ申付置候」とある。
- 33) 『同上』には、封物について、「箱江入候訴状宿所無之無名又八無益之文言八封之儘三奉行江御渡焼捨候様被仰渡候、寺社奉行請取候、是封物」とあり、焼捨物について「宿所名前又八糺之可有之候訴状八三奉行江御渡、町奉行請取候、但、宿所名前有之八左之通り小札付キ御下ケ被成候」とある。また、「御勘定奉行へ八焼捨物御渡無之、寺社奉行・町奉行へ計御渡事」と記されている(挟み込み史料)。
- 34) 同上には、「寺社奉行へ御目付より封物有之哉と承候得八町奉行へ焼捨物御座候哉と寺社奉行より問合有之候、當時間違之由、前々八席有之哉と聞合有之、席有之段答候得八封

江戸幕府目付の評定番について（本間）

物席二而御渡可申段被申，評席二而被渡候事，当時間合方間違」という記載がみられる。

- 35) たとえば、『同上』天明元（1781）年4月11日条に「焼捨物有之旨御徒目付江申渡，封物御徒目付江相渡候得者，黒鍬之者草履出し候而支配向召連玄閑より下り門前之石之上二罷在候と，條右衛門焼捨場所へ罷越，町与力立合焼火廻り銅蓋懸ケ候而條右衛門立帰火廻り候段申聞候」とある。なお，大平前掲書，96頁以下参照。
- 36) 『文政七年評定番書留』文政7（1824）年7月3日条，同5日条。
- 37) 『天明元年評定番書留』には「御料理済候と留役注進状持出御勘定奉行迄順覧有之，月番桑原伊予守（勘定奉行）自分之方江会釈被致候間会釈致シ，坊主衆呼御徒目付呼候得者，湊五右衛門内座入口外迄参，留役も入口外二而封^申粘付，直二留役より右御徒目付江相渡候間，自分会釈候得者相心得，御城当番江^申持違候，其後代り合以前二付朝番相模守（目付蛭川親文）被請^申候旨五右衛門申聞候」とある（天明元（1781）年4月2日条）。なお，寛政8（1796）年4月4日の例では，注進状は寺社奉行青山下野守の名前でだされている（『寛政七年評定番書留』同日条）。
- 38) 『文政七年評定番書留』所載「評定番心得」には「但，御出席有之節者注進状出申」とある。なお，評定番にはこのほかにも業務があったが，それらは省略する。
- 39) 辻前掲論文，24頁。
- 40) 『寛政七年評定番書留』寛政7（1795）年8月5日条に，「評定所書上御直二上ル」とあり，また，『同上』寛政8（1796）年4月22日条に，「昨日評定之書上左之通」とある。もっとも，「評定所書上」という名称が一般的な呼称であったかどうかははっきりしない。『天明元年評定番書留』天明元（1781）年4月22日条には，「周防守（老中松平康福）殿江（中略）御直二申上候，評義書直二差上申候」とあり，ここでは「評義書」という名称が用いられている。時代により名称が異なっていたのかも知れない。
- 41) 『寛政七年評定番書留』寛政7（1795）年8月4日条。評定所書上の最後は「右之外相替義無御座，九時過相済申候，以上」のように結ばれている（同上）。
- 42) 『同上』同2日条。
- 43) 本文にあげたように「……之趣演説，あるいは「……之義二付御書取読之」などと記されているものが書上の対象からはずされ，他方で「……之儀二付伺書読之評議」は書上に載せられている（『寛政九年評定番書留』寛政10（1798）年正月13日条，同14日条）。なお，評定所書上の対象となっていないこれらの事案は「読物」などとよばれていたかも知れない（『文政七年評定番書留』文政7（1824）年5月2日条など参照）。
- 44) ちなみに評定所書上でいう再評議の意味について，『文政九丙戌年三月評定番書留四』（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録）は「評議之上進達，又候評議二御下ケ被成候節者再評議と認，前日評議決不申，又候評議有之候而も再評議と者不認」としている（文政10（1827）年3月14日条）。
- 45) 『寛政七年評定番書留』寛政7（1795）年12月4日条。
- 46) 『同上』寛政8（1796）年4月22日条。
- 47) 『文政七年評定番書留』所載「評定番心得」には，「御出座之内訴訟・公事被成御聞候分者翌日書上二不認，御退散後有之訴訟・公事者翌日書上二認候事」とあり，『文政十年丁亥十二月評定番書留七』（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録）文政10（1827）年12

月21日条にも同趣旨の記述がみられる。

- 48) たとえば、『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年2月朔日条など。
- 49) 天明期の欠座書には勘定吟味役の出欠も記載されている(『天明元年評定番書留』天明4(1784)年正月の欠座書など参照)が、寛政期以降については上掲史料には記載例がみられない。なお、勘定吟味役の出欠に関する欠座書記載方式には肩書きの点で少し異なったルールがあったようである(同上)。
- 50) 前述の横田十郎兵衛から新見門守への交代のように途中での交代の場合であっても、その日かぎりの臨時的交代の場合であっても欠座書にそのことは記載された(『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年4月朔日条など)。
- 51) 『天明元年評定番書留』安永4(1775)年7月欠座書。
- 52) 目付が老中・若年寄に提出する文書に関し、同役筆頭などが事前に審査することがあったことについては、拙稿「江戸幕府目付の月番制について」(服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行会編『服藤弘司先生傘寿記念日本法制史論纂 紛争処理と統治システム』366頁)参照。
- 53) 『寛政七年評定番書留』には「評定書上・欠座書共伝達番并筆頭之衆江為見候事定式也」とある(寛政7(1795)年9月朔日条)。もっとも、これが原則を示したものであろうかははっきりしない。また、伝達番の意味も不明である。師匠番と同義かも知れないが、今後検討したい。
- 54) 『天明元年評定番書留』天明元(1781)年4月12日条。
- 55) 『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年正月22日条。
- 56) 『同上』同2月朔日条。
- 57) 注53)参照。これ以外にも『天明元年評定番書留』天明元(1781)年4月3日条には、「御用番御老中方江上ケ候評義書、師匠番善左衛門江見セ候所、宜候旨被申聞候間、其後御職被出候間、御職江見セ申候所、宜候旨被申聞候」とある。また、『同上』同22日条にも「後刻周防守殿江上ケ候評義書御懸り為見可申候所、此節懸り御用有之御用多二付圖書頭(目付井上正富)江見貫申候所、宜旨被申聞候」とある。これらは、あるいは初めて評定番を勤めたときだけの例外的な措置であったかも知れない。
- 58) この場合の書上には「評定番新見長門守煩二付代佐久間左京」のように記載されている(『寛政七年評定番書留』寛政9年(1797)閏7月25日条)。なお、評定所書上および欠座した奉行名は代行した目付から評定番の目付へ届けられた。辻前掲論文では、代行した目付から「出役書付」・「帳外書付」その他「内座評議書付」、欠席した寺社奉行の姓名書付が届けられたことが紹介されている(24頁)。
- 59) 『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年正月14日条。
- 60) 『御目付諸心得書』(東京都公文書館所蔵新見記録)には、「御用番御直上月番」として「御徒押御入人願」などが、「御同朋頭を以上候品」として「關所物帳封断無之書付右近将監殿出羽守殿御同朋頭を以上之」などが、「御用部屋を以上候品」として「当番書御側衆へ上ル」などがあげられている。このことについては今後の検討課題としたい。
- 61) なお、評定番が交替したとき同朋頭を通じて書上を提出した例がある(『寛政九年評定番書留』寛政10(1798)年6月22日条)。また、『天明元年評定番書留』には老中が公務多

江戸幕府目付の評定番について（本間）

忙のさいに同朋頭を通じて提出した例が載せられている。同史料の挟み込み史料には「天明二寅四月評定番田宮二候、同月三日五日御元服御祝義御能等_二御老中方御取込二付、評義書封シ候_而御同朋頭ヲ以上ケ可申哉之旨、職三十郎初相談之上相伺候_而、前文之通被取扱候、心得之ため記置ク」とある。ちなみに、同文に続いて、「且又月次御列座等御席有之候ハ、別段出候二不及、右列座相済候後居残候_而申上ケ評義書上ケ候事定式二候、尤、御同朋頭ヲ以前夜二申上置ク事之由三十郎、郷右衛門被申候」という記述もみられる。

- 62) 『寛政七年評定番書留』寛政7（1795）年8月5日条。
- 63) 『寛政七卯年六月廿五日より至八月晦日勤向日記』（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録）寛政7（1795）年8月12日条。
- 64) 『寛政九年評定番書留』寛政10（1798）年6月22日条。
- 65) 同上。
- 66) 『同上』寛政10（1798）年11月12日条。なお、書上をせず、若年寄への申上もないことを不審に思われないよう「書上無之段同朋頭_二可申上候咄合有之候得共、不及其義相済」ことにしたという記録がある（『天明元年評定番書留』天明2（1782）年11月下ケ札）。
- 67) 『天明元年評定番書留』安永4（1775）年7月晦日の記録。
- 68) 『文政七甲申年十二月評定番書留二』（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録）文政7（1824）年12月晦日条。
- 69) 『天明元年評定番書留』天明元（1781）年8月欠座書下札。
- 70) 『寛政七年評定番書留』寛政9（1797）年8月朔日条。もっとも、代行した目付の名で欠座書が提出された例もある（『寛政九年評定番書留』寛政9（1797）年9月朔日条）が、評定番自体の交代であったのかどうかは不明である。
- 71) 石井前掲『近世民事訴訟法史』232頁。
- 72) 『寛政七年評定番書留』寛政9（1797）年正月条および挟み込み史料。以下この件に関する目付側引用史料はこれによる。
- 73) 「柳宮補任」3（『大日本近世史料』111頁）。
- 74) 同上。
- 75) 『徳川禁令考』後集1、10～1頁。
- 76) なお、『天明元年評定番書留』には、「去ル二日之通一同二評席江出、（中略）五半時江五分前頃内座江一同二引申候、其節寺社奉行衆五人共申談候義有之^事_二而誓詞之間江残り被申、暫く有_而内座へ被参候、尤、自分右談江立合候談合_二而者無之候」という記載がみられる（天明元（1781）年4月11日条）。
- 77) この上申書では、幕閣が目付を立合からはずして三奉行に評議させる場合には、そのことをそのつど目付に伝えることを要求していることに注目される。
- 78) 『徳川禁令考』後集1、11頁。
- 79) 木村前掲論文、72頁。
- 80) 拙稿「寺社奉行の実態に関する一史料 目付による寺社奉行の弾劾」（『中央評論』33巻2号、174～5頁。後述のように、本稿で取りあげる評定所取締りの法令については石井良助氏が紹介しているが、拙稿で検討した当該法令制定の背景については言及しておられない。それもあって再度本稿で紹介するしだいである。また、そのとき紙幅の関係で読

明を省略したところもあるのでそれもあわせて述べることにする。

- 81) 『町方掛自分申上候留』。なお、別稿では、提出先を松平和泉守としたが、松平伊豆守の誤りであった。訂正したい。
- 82) 『密々自分申上候留』。
- 83) 『密々自分申上候留』の当該史料には日付や提出先は記載されていない。しかし、その表紙の「寛政九巳年」、「八月」の記載や、当該史料の後に載せられている史料の「九月」という日付から、提出されたのは8月ないし9月ではないかと推定される。
- 84) 別稿では紹介できなかったが、上申書には、奥右筆と三奉行の関係についての記述も載せられている。新見長門守はこれにつき「畢竟御右筆八御取次仕、或者先格等取調御手伝仕候而己之義二而存寄可申出筋之ものと八不奉存候、右之通り御右筆二より何事も六敷相成候と申趣二而八、御右筆之意を受取調候様相聞、如何敷奉存候」と奥右筆に三奉行が迎合するようなことになりかねないことを指摘している。

もっとも、「但、前文申上候御右筆之義奉行之彼是申候所無筋義二者無之、御右筆も人二より権高と申二者無之候へ共、入組候御用談二者兎角御用部屋之御餘光を以自分之存念申候義も間々御座候間、乍恐此所八得と御考合御座候様奉存候」と述べ、奥右筆にも問題があるとしている。
- 85) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』下、6349号。
- 86) 石井前掲『近世民事訴訟法史』235～6頁。
- 87) 取締り法令の背後に目付の上申書があったということは、目付制度を考えるうえで重要なことだと思われる。
- 88) なお、第2の上申書には「近頃唐物不正之義御仕置、長崎奉行二而御仕置申付候より一・二等重くと申御趣意有之由之处、奉行之心取と思召と八違候様相聞候、是等八元を能極置候八、可然と奉存候、此義者口上二而可申上候」とある。

付記

大学院進学以来、暖く指導し励まし見守ってくださった大平さんに心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。